



## 精度管理事業および 建築物事業登録制度について

東京都健康安全研究センター広域監視部  
建築物監視指導課建築物衛生担当

## 建築物飲料水水質検査業 精度管理事業について

### 本精度管理事業の概要

#### <目的>

- 都知事登録建築物飲料水水質検査事業者に対する
- ・ 分析技術の向上
  - ・ 水質検査の信頼性の確保



特定建築物の適切な維持管理に寄与  
特定建築物の利用者に対し快適な環境を確保

### 本精度管理事業の概要

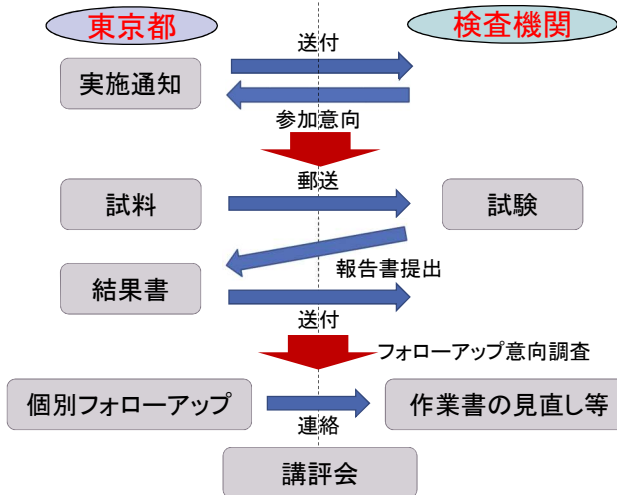
#### <対象>

都知事登録建築物飲料水水質検査事業者  
(水道法に基づく厚生労働大臣登録検査機関を除く)

#### <実施方法>

- 1 参加意向調査(参加申込)
- 2 試料配付
- 3 結果報告書提出
- 4 結果書送付
- 5 個別フォローアップ
- 6 講評会

## 本精度管理事業の実施方法の流れ



## これまでの精度管理事業結果

※平成26年度から

年度	対象物質	参加機関数	備考
H26	塩化物イオン	23	
H27	TOC	19	
H28	亜硝酸態窒素	17	
H29	クロロホルム	20	フォローアップ事業開始
H30	臭素酸	13	
R1	銅及びその化合物	19	
R2	鉛及びその化合物	19	
R3	硝酸態窒素、亜硝酸態窒素	19	
R4	テトラクロロエチレン	16(15)	
R5	鉄及びその化合物	18	

## 個別フォローアップについて

### <対象>

- ① フォローアップ実施対象条件該当施設 **(推奨)**
- ② フォローアップを希望する施設

### <方法> ※方法は変わることがあります。

12月ごろ、当センター環境衛生研究科より電話  
検査内容や標準作業手順書(SOP)の確認し助言

**対象施設・希望施設は是非参加をお願いします。**  
(特に質問等がない施設は参加不要です。  
強制ではありません。)

## 電子申請システムの活用について



**令和4年度より  
利用開始**

行政手続のデジタル化  
に伴い今後も利用予定

## 建築物事業登録制度について

### 事業登録制度の目的

#### 事業者の資質の向上

事業者の適切な業務遂行が建築物衛生の確保に繋がる

様々な立場から・・・

- 登録事業者：物的、人的等の**基準を満たすことを証明**
- 建築物の管理者：  
**専門的知識・技能を持つ事業者を選定可能**
- 建築物の利用者：  
事業者の資質向上による**快適な環境の確保**

### 事業登録制度の内容

- 登録は、営業所を管轄する都道府県知事が行う。
- 一定の要件**を満たすことで知事の登録を受けることができ、**登録の表示**をすることができる。
- 登録を受けていない者が、登録業者もしくは類似する表示をすることは禁止されている。
- 業務を行ううえで、登録を受ける義務はない。  
⇒ **許認可制度ではない。**
- 有効期間は **6年**



### 登録業種

- 1号 建築物清掃業
- 2号 建築物空気環境測定業
- 3号 建築物空気調和用ダクト清掃業
- 4号 建築物飲料水水質検査業**
- 5号 建築物飲料水貯水槽清掃業
- 6号 建築物排水管清掃業
- 7号 建築物ねずみ昆虫等防除業
- 8号 建築物環境衛生総合管理業

## 都内の登録営業所数 (令和5年3月末現在)

業種	営業所数
1号 建築物清掃業	434 件
2号 建築物空気環境測定業	134 件
3号 建築物空気調和用ダクト清掃業	22 件
<b>4号 建築物飲料水水質検査業</b>	<b>39 件</b>
5号 建築物飲料水貯水槽清掃業	818 件
6号 建築物排水管清掃業	172 件
7号 建築物ねずみ昆虫等防除業	293 件
8号 建築物環境衛生総合管理業	345 件
合計	2,257 件

## 建築物飲料水水質検査業の登録要件

### 1 物的要件

- (1) 機械器具
- (2) 検査室の設置

### 2 人的要件

水質検査実施者の選任

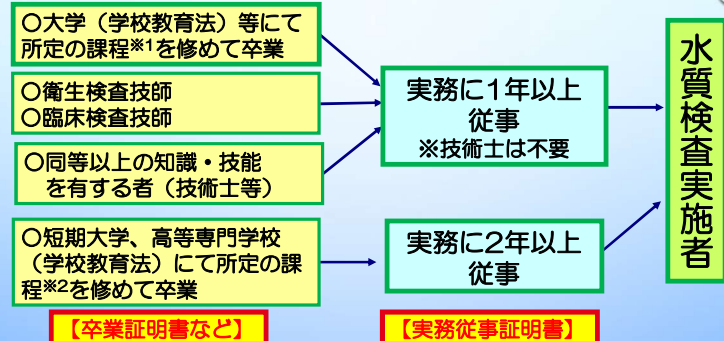
### 3 その他の要件

作業方法や機械器具等の維持管理方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合

## 登録要件(物的要件)

機械器具	検査室
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高圧蒸気滅菌器及び恒温器</li> <li>○フレイムレス原子吸光度計</li> <li>○誘導結合プラズマ発光分光分析装置</li> <li>○誘導結合プラズマ質量分析装置 (いずれか一つ)</li> <li>○イオンクロマトグラフ</li> <li>○乾燥器</li> <li>○全有機炭素定量装置</li> <li>○pH計</li> <li>○分光光度計又は光電光度計</li> <li>○ガスクロマトグラフ-質量分析計</li> <li>○電子天びん又は化学天びん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験台などの配置が水質検査実施者の作業にとって適切</li> <li>○使用しやすい配置</li> <li>○ドラフトチャンバーの設置</li> <li>○必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセント</li> <li>○細菌検査と理化学検査の区画</li> <li>○防震措置(天びん台など)</li> </ul>

## 登録要件(人的要件(抜粋))



※1 理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程

※2 生物学、若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程

## 登録要件(その他の要件)

### 標準作業マニュアル

水質検査の方法、機械器具などの維持管理方法が、告示第117号に適合している必要がある

- 1) 水質検査の手法  
(厚生労働省告示第261号のとおり)
- 2) 採水後の迅速な検査、検査試料の保存
- 3) 試薬・標準物質の保管
- 4) 検査室の整理・清掃 管理責任者
- 5) 機械器具の点検・記録
- 6) 報告書の作成・測定結果の保存(5年間)・責任者
- 7) 業務を委託する場合の方法
- 8) 連絡体制

17

## 変更届が必要な場合(主なもの)

変更事項	必要な添付書類
申請者の所在地、名称 (法人代表者を含む)	法人の場合、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(原本) <b>発行日から3箇月以内のもの</b>
営業所の所在地	最寄りの駅からの案内図
検査室の所在地	平面図、機械器具の配置図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
<b>水質検査実施者の変更</b>	<b>資格を証する書類(原本)</b> <b>実務従事証明書(原本)</b>
その他の要件	水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

## 変更届様式

第9号様式

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ( )

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都 ( )

電話 ( )

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空調用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項 旧 新

6 変更年月日 年 月 日

19

## 変更届に関する注意事項①

- **手数料・押印は不要**
- 変更内容(※)によっては**立入検査**を実施  
(※) 営業所・検査室・機械器具等に係る変更
- 変更届により登録証明書の記載事項に変更があつても、**登録証明書の訂正・再発行は行わない。**

20

